臨床倫理対応フローチャート

診療現場（申請者）

電子カルテによる申請

＜対象＞
職員が直面する倫理的な配慮が必要な診療行為に係るすべての課題
（高難度新規医療技術等評価委員会、研究倫理審査委員会の対象課題は除く）

臨床倫理コンサルテーション・チーム

非該当

以下のいずれかに該当
- ○ 終末期状態にある患者の生命維持治療の中止に関すること
- ○ 生命を脅かす可能性のある診療拒否に関すること
- ○ その実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定される保険給付の対象に至っていない新規医療技術の導入に関すること
- ○ その他、委員会で審議する必要があると委員長が判断する課題

申請書提出

臨床倫理委員会委員長（診療担当副院長）

迅速審議要

臨床倫理小委員会

審議記録報告

迅速審議不要

臨床倫理委員会

審議記録報告

病院長

可・否・要再審議を決定

通知（文書）

可・否・要再審議を決定

通知（文書）

助言

診療現場（申請者）

診療現場（申請者） 所属診療科による最終判断・IC（面談票）・実施・記録

実施結果報告

実施結果報告

臨床倫理委員会委員長（診療担当副院長）